

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
1	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	障がい者就労への理解を深める取組について	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者が就労のために出向いた先の企業において、未だに経営のトップにある人の言動が障がい者就労の足を引っ張っているという話も聞く。企業側への呼びかけは社長の集まる会議で周知していくなど、最も効果的な手法を考えて頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県では、これまでもゆめいくカンパニー認定制度等や、障がい者の方の就労の様子をフリーペーパーにまとめ、年数回ではあるが紙媒体でのPRもしている。</li> <li>ご指摘のように、理解ある企業とそうでないところがある。鳥取県では、あいサポーター制度という取組を始めている。全県民を対象とする運動であり、障がいの形態や社会としてどういう理解や支援をしていくかについて、事業所単位で研修して学ぼうとする取組であり、重要な取組と考え現在注視している。</li> <li>社長さんなどの集まる会議などでの働きかけについては、今後の取組の参考としたい。</li> </ul>	平成23年度から、障がいに対する理解促進・啓発事業として「あいサポート運動」に取り組む。（鳥取県との共同事業）	障がい福祉課
2	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	就労について	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の就労は非常に厳しい。サービスとして就労移行を選んでも、2年間で就労に移行できる人は僅かである。延長を申し込んでも受け入れやすい地域と断られる地域の格差があるのはどうしてだろうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援事業は、一般就労に向け期限を区切って必要な知識や能力の向上のための訓練を行うもの。長期化を避けるため、標準利用期間が2年とされている。</li> <li>2年経過後、さらに訓練の継続の必要がある場合は、市町村審査会の判断で1年に限り延長することが認められている。真に期限延長が必要かどうかを個別ケースごとに専門的見地から判断することになっている。</li> <li>利用者の状況はそれぞれであり、市町村審査会において専門委員による審議の上、個別に判断されるため地域によって異なるように受け止められたのではないかと思う。</li> <li>県では市町村審査会の委員研修等も行っているのですが、どのような基準で判断されているか意見交換も行ってみたいと思っている。</li> </ul>	毎年度当初に市町村審査会委員研修を開催しており、その中で意見交換を行いたい。	障がい福祉課
3	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	個別支援計画の格差、サービス情報公開について	<ul style="list-style-type: none"> <li>同じサービスなのに、事業所により内容が異なっていて驚くことが多い。個別支援計画が策定されていても知らされていない、サービス内容が知らされていない、契約内容が分かりにくいなどの事業所の問題が多いと気づかされる。各事業所のサービス内容、実績などについてもしっかり情報公開して欲しい。</li> <li>また、県で雇用した障がい者のその後の就労状況等の実態についても教えて欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉サービス事業所において、利用者一人ひとりに目標設定し、その達成のためどのような支援を行うかという個別支援計画を作成し、実施していくことが基本というのはそのとおりである。しかし、国の調査でも個別支援計画の作成については残念ながらあまり進んでいない。</li> <li>それを良しとはしないが、個別サービス利用等については、基本的には市町村自立支援協議会などで協議検討されるものであり、県としても支援を続けていきたい。</li> <li>サービス事業所に関する情報公開については、各事業所がどのようなサービスを展開しているかを公開するのは当然のことである。どこまでできているか、利用者には伝わっているかなど、事業所への実地指導などの場で検討改善して参りたい。</li> <li>県でステップアップ雇用された方のその後の状況については、資料が手元にないので詳細はお伝えできない。就労支援を受けた方が一般就労へ移行する難しさ、移行後の継続の難しさについては承知している。その後のフォローが重要であり、力を入れていきたいと思っている。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
4	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	自立支援協議会の格差について	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域によってはまだ無いなど、自立支援協議会の温度差が大きい。立ち上がっているか、本当に質はどうなのか実態の把握を県にお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の21市町村には、まだ自立支援協議会が設立されていないところもあり、市町村によって取組状況に差があるのは事実である。</li> <li>障がいのある方が、地域で安心して生活していく仕組みづくりをするうえで、市町村自立支援協議会の果たす役割は大きいと考えており、これまでも県内の全市町村に自立支援協議会の充実に向けた取組をお願いしてきた。</li> <li>今年度からは、県が委嘱した相談支援アドバイザーの協力を得て、取組が遅れている地域に職員が出向き、状況を伺い、必要な助言を行うこととしている。</li> </ul>	自立支援協議会未設置市町村の所在する圏域に出向き、市町村との意見交換を行い、設置を勧奨した。現時点で未設置は1町のみとなった。今後も継続して助言を行う。	障がい福祉課
5	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	生活リハビリ施設の拡充について	<ul style="list-style-type: none"> <li>高次脳機能障がいの状況は、個々、千差万別。身体障害がなければ、非常に分かりにくい状況がある。結局それで、就労できない、社会参加できないという事になる。そこで、生活リハビリ施設の設置をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高次脳機能障がいも制度の谷間となっている障がいの一つ。生活リハビリを主目的とする公設公営の施設を県が新たにつくることは困難。</li> <li>県としては、日々の生活の中での刺激や生活そのものがリハビリとなる事を支援者の方々に十分説明し、理解頂くよう努める。その上で、本人の生きる意欲を引き出す支援が施設やサービスの種別を問わず提供できるよう、当事者・家族の会の協力を得ながら普及啓発に努める。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課
6	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	医療と福祉の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>島根県は特に高次脳機能障がいの専門外来が少ない。福祉施設との連携がどうしても必要であるので、一層強化して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療と福祉の連携を図るために、県内7つの障がい保健福祉圏域ごとに設置した相談支援拠点が主催するネットワーク会議を定期的に開催し、情報提供、ケース検討などを行っているところ。</li> <li>平成21年には、医師、保健師、作業療法士、言語聴覚士等が参加し、計23回のネットワーク会議を開催した。</li> <li>こうしたことを契機として、身近な地域で関係者が連携し、支え合っていく体制整備に今後とも努める。</li> </ul>	平成22年10月に東部島根医療福祉センターにおいて、松江圏域では初となる高次脳機能専門外来が開設された。	障がい福祉課
7	01松江	06障がい施策	01自立支援関係	若年の高次脳機能障がい対策の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年者、幼児から小中高生もおり、教育的見地からの対策も必要と考える。島根県では平成18年からモデル事業が実施され、県内7か所の拠点で支援が始まっている。</li> <li>これからますます分かりにくい障がいの相談等が拡充され、対応者の質が向上していくものと期待している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県としても、県支援コーディネーターが、今年度県内の特別支援学校からの要請を受け、教職員に対して高次脳機能障がいについて出前講座を行うなど、教職員の方々の関心の高まりを感じている。</li> <li>全国では、千葉リハビリテーションセンターが中心となって先進的な研究がなされていると聞いている。</li> <li>県でも千葉リハビリテーションセンターの太田令子氏を講師に、心と体の相談センターが主催する研修会を年末に開催する予定である。</li> </ul>	12月11日に県内では初めてとなる小児期をテーマとした研修会を松江市で開催。「子どもの高次脳機能障がいの特徴と支援」と題する講演、実践報告の構成で135名が参加。1/4程度が教育関係者が占め、今後の小児期での支援についての起点となった。	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
8	02雲南	06障がい施策	01自立支援関係	自立支援協議会の設置について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雲南圏域1市2町はどこも自立支援協議会ができていない。行政だけでなく、いろいろな機関、団体などの意見を聞き、圏域の障害者の問題を議論してほしい。</li> <li>・現在の1市2町の自立支援協議会の立ち上げの状況等について説明頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自立支援協議会は相談支援事業を始め、地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される重要な役割を果たすもの。</li> <li>・県としては、未設置の市町村に対しては早期に設置するようこれまでも助言を行ってきたところ。</li> <li>・雲南圏域においても、障がい者自立支援協議会の趣旨に沿った取組が動き出しつつあると認識している。</li> <li>・雲南市は、現在設立準備会を設置して、準備を進めているところ。奥出雲町は、協議会に相当する役割を持つ組織は既にあり、今回設置済みという考えに変更したいとのこと。飯南町についても、準備会は行っているので、設置について詰めを急ぎたいとの回答。</li> <li>・今後は、県が設置している相談支援アドバイザーの協力を得て、各圏域単位での関係者による意見交換や個別市町村に対する設置運営方法に関する具体的な助言での支援を行っていききたい。</li> <li>・また、各圏域ごとに相談支援コーディネーターも置いており、これらの方から市町村の自立支援協議会や事業者の方への調整の役割を果たして貰うよう働きかけていきたい。</li> </ul>	<p>雲南圏域市町村を始め、協議会未設置の市町村に対しては、圏域別に市町村との意見交換やアドバイザー派遣を行い、設置に向け、助言・勧奨を行った。現在、雲南圏域では全市町村で設置済みである。</p> <p>また、市町村協議会の運営支援として、市町村自立支援協議会委員等研修会を開催し、情報提供や取組状況に関する意見交換を行った。</p>	障がい福祉課
9	04県央	06障がい施策	01自立支援関係	障害者自立支援法における法整備の矛盾点について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援事業会計基準の施行により、会計処理が非常に煩雑になっているにも関わらず、人員基準上、担当職員の配置がない。専属の会計（事務）担当職員が配置できるように措置するべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の授産事業会計から就労支援事業会計への移行により、①利用者製造製品原価管理の徹底、②自立支援事業ごとの経理区分の導入などが盛り込まれ、より綿密な会計処理が必要になった事にご指摘のとおり。</li> <li>・現状では、利用者の処遇に関わる職員については人員配置基準で定め、一方、会計処理に要する職員経費については、障がい福祉サービスの報酬の中で、包括的だがこれらの方の人件費も含んで所要額が算定されていると考えている。</li> <li>・事業所運営に必要な人員配置全てを一定基準で義務づけるとすれば、かえって各事業所の自由で柔軟な運営を阻害する事になり、現状の考え方には一定の理由があると考えている。</li> <li>・適正な工賃算出のためには、原価の把握が必要であり、目標工賃達成加算が創設された事により、一層原価管理が重要となっている。会計基準の見直しもこの趣旨によるものであり、前向きに捉えて頂くとともに、効果、メリットもあると思うので、そのような視点に立ってご対応頂きたい。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
10	04県央	06障がい施策	01自立支援関係	退院支援事業・高次脳機能障害者支援等の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院支援事業、高次脳機能障害者支援事業、相談事業を受託している。なかなか活動に見合った財源が確保できていない状況があり、苦慮している。</li> <li>・退院支援事業を市町村におろすという話があるが、時期尚早であると思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院支援事業については、まだ緒についたばかりで、取組も予算面でも充実したものでなく、国でもモデル事業を準備している状況。これからモデル事業などを展開しながら、検討していかねばならないと思っている。</li> <li>・高次脳機能障がいについても、丁寧に対応して頂き、感謝している。この事業も、個別対応やどこまで調整のお願いをするかについては、委託費の中での積算には盛り込んでいない。かなりご負担頂いた部分もあり、申し訳なく思う。また実態を聞かせて頂きたい。</li> <li>・退院支援事業を市町村におろすという話は、平成21年に改正法案が出ていたが、この法案が廃案になりこの動きはなくなった。新たな障がい者支援制度構築に向けて、現在障がい者制度改革推進会議で検討が進められており、その検討状況を注視していきたい。</li> </ul>	障害者自立支援法の改正により、退院支援事業は平成24年度から市町村に移行することとなり、「地域相談支援」と「基本相談支援」に分かれる予定である。このうち、「地域相談支援」については個別給付化されることになっている。また、「基本相談支援」については財源措置が未定である。	障がい福祉課
11	04県央	06障がい施策	01自立支援関係	政策決定のメンバーについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策決定のメンバーに当事者を入れないのか。国ではあるようだが、県ではどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在国においては、障がい者制度改革推進会議を設置し、新たな障がい者制度について検討されている。この検討会議のメンバーには多くの障がい当事者が参加しており、当事者の意見が反映された制度ができるものと期待している。（精神障がいに関しては、家族会及び当事者団体の代表者が構成員になっている。）</li> <li>・また、県においても、今日のような圏域別公聴会や来月開催する障がい者団体との意見交換会など当事者の意見を聞く場を設けており、こうした意見を施策に反映するよう努めているところ。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
12	05浜田	06障がい施策	01自立支援関係	発達障がい者への対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の公聴会においても発達障がい者の短期入所、日中支援について伺ったが、中・長期的な方向について議論して年度内にはとりまとめるとの回答をいただいていたが、その後の検討状況について伺いたい。</li> <li>・平成22年度から浜田市、江津市の市町村事業である日中一時支援事業において、行動障がい児者を受け入れた場合、個別支援型という区分で、医療型、重度心身障害者と同等の報酬が設定され、人件費的補償がある程度得られたので、事業者としても受け入れやすくなった。</li> <li>・ただ、行動障がい者をお持ちの家族の方の負担は非常に大きいものがあり、短期入所の要望があいかわらずある。</li> <li>・報酬もさることながら、人的配置、設備的な点から受け入れることが難しいことがある。今後のこのような方への支援の方向性についてお考えを伺いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年21年2月に発達障害者支援部会を設置し、発達障がい者支援のあり方について協議を進めている。先般最終議論を終え、最終報告書については修文を含め会長に一任しておりまもなく完成する。</li> <li>・今後の取り組みとして、自立訓練事業、短期入所事業、日中一時支援事業、地域活動支援センターなどサービス提供事業所における発達障がい者支援スキルの向上を図りながら、利用可能なサービスを拡充していく必要があるとまとめたところ。</li> <li>・今後はワーキンググループを編成し、サービスメニューを年齢、発達段階などのステージごとに立体的に並べていく作業を年度内に実施し、まとめあげるよう議論を進めている。</li> <li>・日中一時支援事業は、市町村の地域生活支援事業のひとつであり市町村の主体的判断において実施されるもの。</li> <li>・発達障がい者のショートステイの制度化を考えた場合、発達障がい者が法律の対象であると明確化される必要があり、国の議論を注目しているところ。</li> <li>・発達障がい、高次脳機能障がいは制度の隙間にある障害と表現されることがあるが、制度の谷間を生まない新しい制度にしていこうという国の考えが実現すればサービス対象になるのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度に発達障がい者支援部会委員等による三つのワーキンググループで「乳幼児期」「学齢期」「成人期」における支援の在り方をとりまとめ、その結果を平成23年度予算事業に反映させた。</li> <li>・発達障がいについては、従来から精神障がいに含まれるものとして障害者自立支援法に基づく給付の対象となっているところであるが、平成22年12月10日に施行された改正障害者自立支援法において、発達障がい者が同法の障がい者の範囲に含まれることが法律上に明記されたところである。</li> </ul>	障がい福祉課
13	05浜田	06障がい施策	01自立支援関係	障がい者の就労促進について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳所持者のうち何割かは就労できれば地域の力になる。</li> <li>・福祉人材が不足していると感じており、パート的でもよいので、福祉施設に障がい者が雇用されるとよいのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで障がい者の就労の場は機会が限られており、仕事の内容も比較的軽作業だったり、単純反復するものだったが、従来にない分野に拡大できないか、それにもなっていく工賃の向上も図れないかという方向になってきている。</li> <li>・少しでも多く新しい仕事、職場、仕事内容を開拓していきたい。同じような境遇、悩みを持つ故に人の役に立てることが多々ある。制約があるかもしれないが、障がい者の福祉サービスを提供される事業所で働くことを応援するというのは大切。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課
14	07隠岐	06障がい施策	01自立支援関係	地域自立支援協議会に対する県の関わりについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自立支援協議会は市町村に移行してからまだ数年で上手く展開していないように思うので、活性化しよう県の指導があるとよい。</li> <li>・隠岐は、人口ニーズ交通アクセスも悪いので、ハッピーアフタースクールを養護学校以外の子どもが使うなど条件を緩和した考えが認められる使いやすくなると思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の自立支援協議会は、活動状況に温度差があり、コーディネーターや全県で2人配置しているアドバイザーを派遣して活性化していくよう促したり、一緒になって考えていこうと思っているところ。</li> <li>・近隣する市町村と連携して取り組むというケースがあるなど市町村が連携するのが一義的とはいえ、県としてもかかわっていきたい。</li> <li>・ハッピーアフタースクールの条件緩和については、持ち帰って検討させていただく。</li> </ul>	ハッピーアフタースクール事業については、制度の趣旨や創設前後の経緯などから、現時点では利用対象児童・生徒の拡大については困難と考えます。	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
15	01松江	06障がい施策	02精神保健	福祉医療制度の適用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障がい者の通院医療費については、自立支援医療の対象となっているが、入院医療費は対象となっていない。負担軽減のため、他の手帳所持者と同様、精神障害者保健福祉手帳所持者も入院医療費を福祉医療の対象として欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国の状況を見ると、福祉医療制度に精神障がい者を対象にしているのは、47都道府県のうち、19にとどまっている。入院まで含めると、さらに少なく、11にすぎない。残りの36県は島根県と同様となっている。</li> <li>現在、国の障がい者制度改革推進会議で「障がい者総合福祉法（仮称）」の制定に向けて議論が進められており、自立支援医療の利用者負担のあり方や社会的入院の解消等について論点整理が行われている。当事者の方も委員に入っており、自立支援医療の対象に精神障がい者の入院医療も含めるべきではないかという意見などについて、国レベルで議論されている。</li> <li>また、国においては後期高齢者医療制度や障害者自立支援法の廃止が決定しており、医療保険や公費負担制度が改正される見込みであることから、これらのベースの上にある福祉医療制度に大きく影響する。</li> <li>対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者（入院患者）を追加することについても、こうした国の動向を注視し、自立支援医療の方向性を見極める必要があると考えている。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課
16	01松江	06障がい施策	02精神保健	公共交通機関の割引の適用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳所持者にはJR、バス、タクシー等の公共交通機関の割引制度が適用されていないので、他の手帳所持者と同様に適用するよう関係機関に要望して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手帳所持者に対する運賃割引制度は国の通知に基づき実施されており、身体障害者手帳、療育手帳所持者には割引制度が設けられているが、精神障害者保健福祉手帳所持者には割引制度がないのが現状である。</li> <li>全国をエリアとするJRや航空各社等については、全国一律の制度として国において検討されるべきものと考えているが、地域の事業者（バス、タクシー）に対しては、昨年度も島根県旅客事業者協会に割引制度の適用について依頼しており、今年度も引き続き働きかけて行きたい。</li> <li>なお、市町村営生活バスや市町村の依頼で運行される過疎バスについては、多くの場合精神障害者保健福祉手帳所持者にも割引制度が設けられている。</li> </ul>	精神障害者保健福祉手帳所持者に対してもバス運賃の割引が適用されるように、社団法人島根県旅客事業者協会に対して要望を行った。	障がい福祉課
17	03出雲	06障がい施策	02精神保健	自殺対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>島根県の自殺者数が毎年200人を超え全国で5～6位で交通事故死の7倍にもなる。</li> <li>命を絶つ様々事情はあるが、行政だけではなくみんなで対応しなければならない大事なことはないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺の原因は、体調不良、家業不振、家庭内不和などが複合的に重なり、多くの方は鬱を発症し自ら命を絶たれることが多いと聞いている。</li> <li>持ち場ごとにやるべきことをきちんとやるのが結果的に自殺者の減になる。</li> <li>県庁内の連絡会や、県の関係機関を構成員とする総合的な自殺対策を協議する協議会を有しているので、そのような場で取り組みを進めていきたい。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
18	04県央	06障がい施策	02精神保健	精神障害者手帳のサービスについて	・精神障害者手帳サービスで、JR・バス半額は出来ないか。	・現状では、精神障害者保健福祉手帳所持者へのJRや広域運行バスの運賃割引制度はない。（国の通知により、身体障害者手帳、療育手帳所持者には割引制度が設けられている。） ・県では、課長名通知により、社団法人島根県旅客事業者協会に割引制度についてお願いしているところ。 ・なお、市町村営生活バスや市町村の依頼で運行される過疎バスについては、多くの場合精神障害者保健福祉手帳所持者にも割引制度が設けられている。 ・大田市では上記の制度はないが、精神障害者保健福祉手帳所持者がタクシーを利用する場合に、年間24枚を限度に5割の割引が適用されている。	精神障害者保健福祉手帳所持者に対してもバス運賃の割引が適用されるように、社団法人島根県旅客事業者協会に対して要望を行った。	障がい福祉課
19	04県央	06障がい施策	02精神保健	精神障害者手帳について	・精神障害者手帳にバーコード、QRコードを入れる事はできないか。	・精神障害者保健福祉手帳の様式は、精神障害者保健福祉施行規則によって規定されており、県独自で変更（改正）することは困難と考えている。	回答のとおり	障がい福祉課
20	04県央	06障がい施策	02精神保健	精神障がい者に生活保護世帯の多い事について	・精神障がい者の多くが生活保護世帯である現状をどう思うか。対策はあるか。	・精神障がい者は、疾患（病気）のために、離職したり就労できない状態にある方も多く、単身者の場合、年金以外の安定した収入が少ないのが現状である。 ・現状の障害基礎年金では、ぎりぎりの生活しかできないため、就労収入等他の安定的収入がない場合はどうしても生活保護を受給する方も多くなる。 ・まずは、しっかり病気を治し、仕事について収入を増やしていく事が重要と考えている。 ・なお、就労の相談については、ハローワークや障害者就業・生活センター（県下7か所）にお問い合わせ頂きたい。	回答のとおり	障がい福祉課
21	04県央	06障がい施策	02精神保健	精神障がい者グループホームについて	・グループホームに入りたくても、受け皿がなく入れない。どうしたら良いか。	・グループホームも、地域によってあるところと、数が少ないところがある。サービスを出来るだけ身近なところで受けて貰えるよう自前で建てるとき、あるいは物件を借りて改修してグループホームを行う際に、施設の整備を補助する取組を県で行っている。	回答のとおり	障がい福祉課
22	01松江	06障がい施策	03障害児施策	障がい児の療育について	・障がい児への対応について、学校では限界があると感じており、障がいの発見から就職に至るまで夜の時間も含めて一貫した療育の仕組みが必要と思う。 ・児童福祉法が再生され、一般相談は市町村業務となっているが、その体制は十分とは言えず、また専門相談機関である児童相談所は虐待防止対策に追われている。障がい児が成人になるまでの一貫した組織的な対応が見えない。 ・昨年度から発達障がい者に関して議論検討され、先般報告案もまとまったと聞く。市町村が支援の中心を担うことや、発達障がい者支援センターの機能強化・専門性の向上、療育体制の整備などがうたわれている。個々の障がい児への対応が具体的に進むように県として適切な役割を果たして頂きたい。	・市町村では、乳幼児等に対し、主に保健師が調整役となり何らかの支援が必要な家庭に対し、関係機関と連携し対応することになっている。 ・これまで発達障がい者に対しては、制度の谷間にあり十分な対応が出来ていなかった。県の障がい者自立支援協議会の中に発達支援部会を設け、発達障がいのある子どもさんへの支援について検討し、この6月に最終報告としてまとまった。今後、ワーキンググループを立ち上げ、具体的な作業を進めていきたい。 ・個々の事例については、具体的には市町村の自立支援協議会でいろいろな支援について検討されることになる。県では市町村自立支援協議会が円滑に運営されるようにコーディネータなどいろいろな形で支援していきたい。	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
23	01松江	06障がい施策	03障害児施策	保健師の役割について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、松江市ではダウン症の会に保健師が親に付き添って参加したり、親の気持ちを聞いて対策を考えるようになってきている。</li> <li>・他の市町村では保健師の活動状況も違うようで、県内や他県の市町村からも参加されると、羨ましがられたりする。</li> <li>・ダウン症でもこのような地域格差があり、障がい児の家族を支える体制の中心となる保健師の役割に地域格差がないよう指導して頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NICU退院児（重症児・難病児）の情報は、各病院から県保健所へ通知され、市町村保健師が定期的に訪問ケアし、自立支援協議会を通して福祉担当部局と連携し、必要な各種福祉サービスへ繋いでいる。</li> <li>・医療依存度が高い在宅療養児の支援については、県保健所が主催する検討会が年数回開催され、障がい児とその家族への支援について関係機関で調整している。</li> <li>・島根県では、本年度より乳幼児検診スタッフ（保健師含む）を対象とした発達障がいに関する専門研修を県の西部と東部で実施している。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課
24	01松江	06障がい施策	03障害児施策	ペアレントメンターと訪問療育の必要性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ障がい児を持つ親の立場からの支援は、家族の役に立つことが多いと感じている。その際、ペアレントメンターとしての養成講座などを制度として取り入れ、行政が親を育てていくという姿勢が必要であると感じている。</li> <li>・また、保健師と一緒に家庭訪問する訪問療育を実施しており、親への安心感を充足させるのに役立っている。子どもへの虐待防止などにも有効と思うので、訪問療育の大切さを認識し、取り組んで頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児の親の立場で、障がい児家族の心理的な支援を行うペアレントメンターは、家族支援のために重要であり、メンターとして活動するために相談技術等の研修や専門機関の支援が必要であると考えます。</li> <li>・このため、県ではペアレントメンターとして活動頂ける方のための研修を今年度開始できるよう、島根県自閉症児協会などと打合せを進めている。</li> <li>・訪問療育は、普段の生活の場で専門家のアドバイスを受けることの出来る良い機会である。県では、島根県療育等支援事業として、県内7圏域ごとに社会福祉法人に委託し、訪問療育を実施しているが、今後とも事業内容の充実に取り組んでいきたい。</li> </ul>	幼児期から学齢期の発達障がい児の家族支援事業として、平成23年度から新たに「ペアレントトレーニング」を県内3カ所で開催するほか、ペアレントメンター養成も継続する。	障がい福祉課
25	01松江	06障がい施策	03障害児施策	療育手帳について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳を貰える年齢が、市町村によって格差がある。交付にはどのような判断基準があるか教えて欲しい。</li> <li>・本人が持つことを考えた手帳を望む。必要のない用紙が多く、大きい。できればカード化して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県間での違いについて、島根県では国が示した通知での基準（S48年）に基づいて判定を行っている。他県ではいくらか対応を変更しているところがあり、島根県は若干厳しいのではないかとのご指摘頂くことがある。</li> <li>・療育手帳の様式は、手帳の交付要綱に基づいている。療育手帳には今までの支援の経緯などを記入する欄を設けており、保護者や関係者が記録を書き込み、活用できるようページ数が多くなっている。</li> <li>・単なる身分証明書ではなく、こうした機能面も考えており、カード化については、当面実施する予定はない。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課
26	01松江	06障がい施策	03障害児施策	ぶれジョブの支援体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児は働く能力がないのではないかと決めつけられがちであるが、他県では先進的に小学4年生頃から地域商店街で放課後などサポーターをつけて働く体験をしている。（ぶれジョブ）</li> <li>・松江市内でも、昨年商店街で試行を始めている。こうした年少期から働くチャンスを与えて貰えるような支援体制を県でも取り組んで貰いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぶれジョブの活動は、小学校・中学校の在学中から地域で商店や企業での職場体験を重ねることができ、障がいのある子どもを支える地域づくりにつながる取組であると考えている。また、安全確保や関係づくり、サポーターの募集などには市町村や地域の諸団体の協力が不可欠と考えている。</li> <li>・基本的には各市町村の取組と考えるが、県でもこういった活動を県民の皆様や職業団体の方々にも広く知って頂ける取組をしていきたい。</li> <li>・江津市でもぶれジョブの活動が行われている。昨年度もサポーターチームとして市内13社に協力頂いたと聞いている。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課



No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
27	07隠岐	06障がい施策	03障がい児施策	障がいのある子ども達の放課後及び休日の支援の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隠岐の島町での障がいのある子どもの放課後等の支援は、ハッピーアフタースクール、タイムステイ事業、保育所での学童保育の3つある。</li> <li>・タイムステイには送迎サービスがない、学童保育は子どもの障がいの状態によってはあまりよい環境ではない、タイムステイ以外は土日祝日が閉所となるなど課題がある。</li> <li>・ニーズに対応したサービスができないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在隠岐圏域には、児童デイサービスの提供されていないが、このサービスは、療育の専門指導員が配置できる、特別支援学校に通う子どもも対象になる、全国的に見れば送迎もセットになっているなどの充実したサービスが提供できるので、自立支援協議会において、取り組みを検討していただきたい。</li> <li>・やり方によって柔軟な取り組みができるという考えがあれば、島根子育て支援プラス事業という事業があり、既存の補助制度では対応できないニーズに、市町村が単独で取り組む場合財政的に援助しようというもの。</li> </ul>	児童デイサービス指定事業所なし（H23.3現在）	障がい福祉課
28	04県央	06障がい施策	04失語症対策	失語症者への会話パートナーの養成について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失語症の方は、自分の意思を伝えられず、正しい情報を得られなかったりして社会から阻害されることが多い現状がある。言葉に関する能力に障がいが残る状態が多く、社会参加の機会が減り、孤立しがち。</li> <li>・失語症の事を良く知り、失語症の人と一緒に会話し、周囲の人達との楽しく有意義なコミュニケーションを促進し、地域社会との仲立ちをし、会話の手助けをする人を、「会話パートナー」として養成する方法はないだろうか。横浜では、そういう事例がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失語症については、専門的リハビリは言語聴覚士の担われるところ。生活全般について、言語聴覚士がカバーされるのはなかなか難しく、いろいろな場で生活全般にわたりサポートされる役割としてこういう「会話パートナー」のような活動もあると思っている。</li> <li>・調べたところ、横浜市や千葉県我孫子市の取組を承知している。会話パートナーの役割は、失語症の方の言いたいことを引き出し、逆に情報を分かりやすい形で伝えるということ。ボランティアとして取り組まれているとの事。このような取組は全国でもまだ僅かであり、都道府県ではない。</li> <li>・失語症は、高次脳機能障がいとかなり重なる部分もある。高次脳機能障がいは、現在の障がい者制度の谷間となっていると言われており、国の方で今後どう対応していくかが大きな論点になっている。その中で、失語症についても併せて考えていくことが出来ると考えており、我々も関心を持って検討の推移を見守っていきたい。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課
29	02雲南	06障がい施策	05障害者団体	身障協会について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県で障がい手帳を交付した数、雲南市での手帳交付数を教えてほしい</li> <li>・身障手帳所持者のうち協会への入会者が少ない。市からの補助金もその殆どを県の協会へ会費として納めることになり、殆ど事業ができない状況である。個人情報保護の観点はあるが、可能な範囲で教えて貰えると会員募集にも歩ける。よろしくお願ひしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域ごとの数字までは本日は不明だが、県全体では身体障害者手帳所持者数が約4万人弱。4分の3の約3万人が65歳以上の高齢者。知的障がい者の療育手帳は県全体で約6千人。精神障がい者の場合は手帳の所持者数と障がいのある方の実態には乖離があると思う。</li> <li>・障がい福祉を進める上で、障がい者団体の方が自ら組織、活動され意見を出されることは大切なこと。現在国では、新しい障がい者福祉の総合的な法律を作ろうということで検討中。まだ、議論の結論までに至っていないが、その中で障がい者団体の組織作りの中で行政から何か応援は出来ないかという議論が進んでいると聞いている。今後の検討推移を見守っている。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課
30	02雲南	06障がい施策	06バリアフリー	身体障害者駐車場について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者駐車場のスペースは4級以上でないと思えないが、5級でも不自由な方で、使えたらよいと思う方がいる。枠を広げる方向で考えられないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県は「思いやり駐車場」という名称で実施している。</li> <li>・下肢に障がいがある場合は、5級や6級でも対象となる。障がいの区分によって対象となる級は異なるので、個別にご相談いただきたいと思う。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
31	02雲南	06障がい施策	06バリアフリー	身体障害者駐車場制度の周知について	・市では、上記の詳しい情報がおそらく窓口で分かっていない。情報伝達、周知に努めていただきたい。	・この取組は、県を超えて鳥取県とも一緒に行っている。さらに広げていこうと考えているので、制度の周知に努めていきたい。	回答のとおり	障がい福祉課
32	04県央	06障がい施策	06バリアフリー	思いやり駐車場の設置について	・制度改正があり、利用範囲が拡大したが、思いやり駐車場の設置数が少ない。増設をお願いしたい。 ・また、障がい者用駐車スペースに健常者の駐車も目立つ。皆さんに良く分かるよう看板の設置、標示や路面の色分け、広報活動など、制度への理解が広がるような対策をお願いしたい。	・駐車場設置者に対し、思いやり駐車場を設置して貰えるようお願いしているところ。数的にも決して十分であると思っておらず、引き続き働きかけていきたい。 ・また、利用促進のためにも一般県民の方に対しても制度の普及啓発に努めていきたいと考えている。鳥取県とは同様の制度の取組も始めており、まもなく山口県との連携も始めていく。一層利便性が高くなるよう今後とも強化して参りたい。	回答のとおり	障がい福祉課
33	04県央	06障がい施策	06バリアフリー	石見銀山観光の車いすへの対応について	・車いす貸し出し等のサービスの周知が充分されていない。 ・また、障がい者をサポートできる観光地となるためには、関係団体との協議の場が必要と考える。	・バリアフリー観光に関する情報発信に関しては、松江にあるNPO法人プロジェクトゆうあいの協力を得て行っている。そのホームページに石見銀山には貸出用車いすがあることも紹介されているが、更なる周知の充実に向けて何が出来るか相談したい。地元観光関係者の協力もお願いしたい。 ・より良い観光地としていくために関係者で協議することは大切であり、協力をお願いしたい。	回答のとおり	障がい福祉課
34	04県央	06障がい施策	06バリアフリー	障がい者用トイレの現状について	・障がい者用トイレは、健常者用トイレと比べて設置箇所が少ない。 ・中には、手すりの設置位置や、入口の段差などにより使いにくいものもある。 ・今後障がい者用トイレの設置や改修等を行う場合、当事者との協議の場を持ち、意見が反映されることを要望する。	・県として、個々の設置状況までは把握できていないのが実情。 ・バリアフリー新法やひとにやさしいまちづくり条例により、障がい者用トイレの設置基準が定められているので、これに沿って整備していく。 ・障害者にとって使いやすいトイレとするためには、障がい者の意見も聞きながら整備をしていく事は重要と考えており、設置者にも協力をお願いしたい。	回答のとおり	障がい福祉課
35	04県央	06障がい施策	06バリアフリー	車いすマーク等の販売について	・車いすマーク（国際シンボルマーク）や身体障がい者標識（四葉マーク）は量販店などで購入できるため、悪用される場合がある。 ・車両にマークを付ける場合は、許可を得るような制度を検討頂き、鳥根県から全国発信して頂きたい。	・平成20年12月から運用を開始した思いやり駐車場は、身体障がい者等用の駐車場を利用できる人を明らかにする事により、真に必要な人が利用しやすくする事を目的として導入したものの。 ・利用証の発行に当たっては、身体障がい者手帳、特定疾患医療受給者証、介護保険被保険者証、診断書などを確認する事により、駐車場の必要性を審査している。 ・現行制度の普及啓発に努める事が重要であると考えており、これとは別の制度をつくる事は考えていない。	回答のとおり	障がい福祉課
36	07隠岐	06障がい施策	06バリアフリー	思いやり駐車場の設置について	・ショッピングセンターなどの入口の近いところでスペースを確保してほしいという意見を聞くが、まだ、ご協力いただけていないというのが現状。 ・今後の働きかけと取り組み、など現状と認識について伺いたい。	・設置数が伸び悩んでおり、設置を促していこうと考えている。 ・隣県でも似たような制度があるので、お互いに相互乗り入れできるようにして、障がいをお持ちの方や妊婦さん等必要とされる方が喜んでいただけるような設置を進めたい。	思いやり駐車場の協定施設数は267施設（平成22年12月現在）となっている。 なお、中四国地方では、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、高知の7県で相互利用ができるようになっている。	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
37	01松江	06障がい施策	07その他	タクシー券と移動支援の関係について	・松江市では、以前から通院の際のタクシー券があるが、移動支援事業との関係はどうなっているか。	・松江市が実施している福祉タクシー利用券による助成は、重度の障がい者が通院・リハビリにタクシー利用する際の運賃を助成するもの。松江市が実施している個別の移動支援とは別の制度であり、併用も可能である。	回答のとおり	障がい福祉課
38	05浜田	06障がい施策	07その他	地域の支援力について	・障害のある方は、地域で支えることで就労が継続したり地域で暮らせる。 ・最近、浜田市は安心安全であることに敏感であり、グループホームの入居者が町を歩いて不審者として間違われ、不審者情報としてメール配信されるというようなことがあった。 ・特に発達障がい、認知症の方が地域で暮らすのが難しくなり、やはり施設にということになるのではないかと危惧している。地域住民一人ひとりの意識に対して啓発が必要ではないか。 ・鳥取県では、障害者に対する理解を促進する講習を受講した方が、ハートマークのバッジをつける。ぜひ県内でも行っていただきたい。	・施設から地域生活へという大きな流れがあり、安全・安心も図りつつ地域生活への移行とノーマライゼーションの実現を図ることが必要。 ・鳥取県の取り組みは、例えば、発達障がいは、どういった障がいであるか、県民みんなが知って、その上でできるサポートがあればやりましょうという、障がいの種別毎に細かく地道に繰り返すというもので、一緒に啓発活動に取り組みないかという提案をいただいている。 ・一般的な意味での広報と個別のしっかり理解し合える広報活動が必要だと考える。	鳥取県が平成21年から取り組んでいる「あいサポート運動」について、鳥根県も平成23年度から共同事業として取り組み、障がいに対する理解促進・啓発を図っていく。	障がい福祉課
39	06益田	06障がい施策	07その他	オストメイト社会適応訓練について	・県からの委託事業で、オストメイト社会適応訓練事業を実施している。県財政が逼迫しているが、引き続き支援を継続して頂きたい。	・オストメイト社会適応訓練事業とは、人工肛門とか人工膀胱を造設された方について、装具の正しい使い方とか社会生活に必要な基本的事項について相談に応じるという事を目的に、日本オストメイト協会鳥根県支部に委託して県内7か所で実施している。 ・今年度も昨年と同様わずか40万円であるが、予算を準備し、事業実施にご協力頂いているところ。	回答のとおり	障がい福祉課
40	06益田	06障がい施策	07その他	意見交換会の開催について	・公聴会とは別に、各課長と事業所や団体と意見交換する場を是非設けて頂きたい。年に一度くらいは益田圏域でそういう機会があっても良いと思う。	・昨年、「あゆみの里」に行き、いろいろお話しさせて頂いた。圏域ごとにいろいろな意見があるので、一概には言えないがこういった意見交換のような場には出来るだけ多くの皆様にお集まり頂き、各課題の議論や情報交換することに意義がある。また、分野ごとにしっかりやっていく事も必要。課長出席がよい場合のほか、担当者が出かけた方がよい分野もあると思う。状況に応じて、市町村の方と一緒に考え、対応して参りたい。 ・圏域での団体の方へのご案内、出席者については一緒ではない。それぞれの圏域で事情があり、最初の頃の出席、欠席がそのまま続いていたりという事があるかもしれない。 ・今後こういう事も含め、どういう会議の運営、資料の出し方をするのか併せて検討したい。介護保険の話では、施設の皆様方と非常に具体的な議論をする。そういう場合は別に持っている。圏域ごとにどういう方に出て頂ければ良いのか考えていきたい。	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
41	07隠岐	06障がい施策	07その他	情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在でも、医療・福祉等のサービスの存在を知らない方がおられるようだ。</li> <li>・様々な機会を使っつきめ細やかな情報を提供をお願いする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的、一般的な障害者福祉サービスについては啓発資料を作成したり、県のホームページに掲載している。</li> <li>・障がい福祉サービスは、市町村が単独で取り組まれるものも多いため、市町村独自のものも含め市町村でPRしていただきたい。</li> </ul>	回答のとおり	障がい福祉課